三田市監査委員告示第 12 号

定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第９項の規定により令和８年 10 月１日付で提出した標記監査の結果に基づき、又はこの結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、同条第 14 項の規定によりこの通知に係る事項を公表する。

令和８年 10 月 29 日

三田市監査委員　　増　田　　豊

同　　金　子　　敬　之

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年　度	番　号
	8	1

監査結果報告日	令 和 8 年 10 月 1 日 監査結果報告
対象監査	令和8年度定期監査その1
対象部署等	都市整備部交通政策課
対象事項	文書分類表について
指摘内容	【前々年度指摘事項】 三田市文書取扱規程別表第２により文書については保存期間が規定されているところ、保存期間が誤っているものがありました。 文書については、法令等に基づき適正に処理してください。 【今回指摘事項】 保存期間が誤っているものや、同じ名称の簿冊において保存年限に相違のあるものがありました。 文書については、法令等に基づき適正に処理してください。
改善措置通知日	令 和 8 年 10 月 9 日 改善措置通知
改善措置内容	文書管理については、監督職等の複数人における現物確認及び保存年限等を定期的に確認し、適正管理に努めます。
改善措置公表日	令 和 8 年 10 月 29 日 改善措置公表

＜留意事項＞
※担当課は太枠欄のみ記入してください。
※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年　度	番　号
	8	2

監査結果報告日	令 和 8 年 10 月 1 日 監査結果報告
対象監査	令和8年度定期監査その1
対象部署等	都市整備部都市整備課
対象事項	仕様書で規定された書類の徴取について
指摘内容	【前々年度指摘事項】 仕様書において徴取することと規定されている書類について、日付の記載が一部欠落しているものがありました。 仕様書で規定された書類については、適切なものを徴取するとともに、不備があれば、適切に指導してください。 【今回指摘事項】 前回指摘した日付の記載が一部欠落している書類は、補完されず欠落したままとなっていました。 仕様書で規定された書類については、適切なものを徴取するとともに、不備があれば、適切に指導してください。
改善措置通知日	令 和 8 年 10 月 9 日 改善措置通知
改善措置内容	ご指摘のありました内容につきまして、日付を記載するとともに、補完状況は担当のみで実施するのではなく、他の者に補完状況をチェックさせる等の複数チェックを実施し、適正な事務処理に努めます。
改善措置公表日	令 和 8 年 10 月 29 日 改善措置公表

＜留意事項＞
※担当課は太枠欄のみ記入してください。
※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年　度	番　号
	8	3

監査結果報告日	令 和 8 年 10 月 1 日 監査結果報告
対象監査	令和8年度定期監査その1
対象部署等	都市整備部管理課
対象事項	消耗品の購入・支払いに係る手続について
指摘内容	【前々年度指摘事項】 備品及び消耗品取扱基準において、５万円未満の消耗品を購入するに当たっては、所属長が認めた係長等がその是非を決定し、また、支払いに当たっては、決裁権者（＝所属長）が消耗品購入伺い兼取得簿の内容を確認するとされているところ、消耗品購入伺いに記載がなく購入・支払いされているもの、予定金額を超えているにもかかわらず購入・支払いされているものがありました。 消耗品の購入・支払いに係る手続については、法令等に基づき適正に行ってください。 【今回指摘事項】 予定金額を超えているにもかかわらず購入・支払いされているものがありました。 消耗品の購入・支払いに係る手続については、法令等に基づき適正に行ってください。
改善措置通知日	令 和 8 年 10 月 9 日 改善措置通知
改善措置内容	予定価格が税抜価格であることに気づかずに購入・支払いに至っていたため、職員に対しては予定価格が税込価格であること、監督職・管理職に対しては決裁時にその確認を徹底するよう周知しました。
改善措置公表日	令 和 8 年 10 月 29 日 改善措置公表

＜留意事項＞
※担当課は太枠欄のみ記入してください。
※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年　度	番　号
	8	4

監査結果報告日	令 和 8 年 10 月 1 日 監査結果報告
対象監査	令和8年度定期監査その1
対象部署等	都市整備部管理課
対象事項	備品の異動・廃棄について
指摘内容	【前々年度指摘事項】 備品及び消耗品取扱基準７（1）において、自課等の管理する備品を他の課等の管理に異動させる場合は、備品管理換等伺書により行い、管理換先は備品管理換等伺書の副本と備品台帳記載部分の写しを添付し、備品台帳の整備を行うこととされているところ、これら書類の整備ができていないものがありました。 また、備品の廃棄が行われているものの、廃棄に係る書類の確認ができないものがありました。 備品の異動・廃棄については、法令等に基づき適正に行ってください。 【今回指摘事項】 備品管理換等伺書に決裁日の記入がされていないものがありました。 備品の異動・廃棄については、法令等に基づき適正に行ってください。
改善措置通知日	令 和 8 年 10 月 9 日 改善措置通知
改善措置内容	指摘後速やかに決裁日を記入しました。
改善措置公表日	令 和 8 年 10 月 29 日 改善措置公表

＜留意事項＞
※担当課は太枠欄のみ記入してください。
※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年　度	番　号
	8	5

監査結果報告日	令 和 8 年 10 月 1 日 監査結果報告
対象監査	令和8年度定期監査その1
対象部署等	都市整備部管理課
対象事項	文書分類表について
指摘内容	【前々年度指摘事項】 文書分類表については、三田市文書取扱規程第41条において、５月31日現在におけるファイル名、保存期間、保存場所、廃棄年度その他必要な事項を記載した文書分類表を作成することとされているところ、文書分類表に登載されていないものがありました。 文書については、日頃から整理整頓するとともに、定期的に文書分類表と照合する等適正に管理してください。 【今回指摘事項】 文書分類表に登載されていないものがありました。 文書については、日頃から整理整頓するとともに、定期的に文書分類表と照合する等適正に管理してください。
改善措置通知日	令 和 8 年 10 月 9 日 改善措置通知
改善措置内容	指摘後速やかに該当文書を文書分類表へ登載しました。
改善措置公表日	令 和 8 年 10 月 29 日 改善措置公表

＜留意事項＞
※担当課は太枠欄のみ記入してください。
※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年　度	番　号
	8	6

監査結果報告日	令 和 8 年 10 月 1 日 監査結果報告
対象監査	令和8年度定期監査その1
対象部署等	都市整備部都市デザイン課
対象事項	備品の管理について
指摘内容	備品及び消耗品取扱基準において、取得価格は消費税を含んだ金額とされているところ、税抜き額で登載されているものがありました。また、取得年月日を誤って登載されているものがありました。 備品の管理については、登載状況を整理するとともに、備品台帳と備品を定期的に照合するなど、法令等に基づき適切に管理してください。
改善措置通知日	令 和 8 年 10 月 9 日 改善措置通知
改善措置内容	指摘のあった取得価格及び取得年月日については、修正しました。今後は、備品及び消耗品取扱基準を順守し、備品台帳及び備品の適正管理に努めます。
改善措置公表日	令 和 8 年 10 月 29 日 改善措置公表

＜留意事項＞
※担当課は太枠欄のみ記入してください。
※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年　度	番　号
	8	7

監査結果報告日	令 和 8 年 10 月 1 日 監査結果報告
対象監査	令和8年度定期監査その1
対象部署等	都市整備部都市整備課
対象事項	備品の異動について
指摘内容	備品の管理換えにおいて、当該備品の受入課で保管すべき「備品管理換等伺書」の副本（コピー）がないもの又は未完結の文書の副本（コピー）となっていたものがありました。 備品の管理換えに係る手続については、法令等に基づき適切に行ってください。
改善措置通知日	令 和 8 年 10 月 9 日 改善措置通知
改善措置内容	ご指摘のありました内容につきまして、「備品管理換等伺書」の副本（コピー）は完結した文書で保管し直すとともに、今後は法令等に基づき適正な管理に努めます。
改善措置公表日	令 和 8 年 10 月 29 日 改善措置公表

＜留意事項＞
※担当課は太枠欄のみ記入してください。
※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年　度	番　号
	8	8

監査結果報告日	令 和 8 年 10 月 1 日 監査結果報告
対象監査	令和8年度定期監査その1
対象部署等	都市整備部管理課
対象事項	公用車の管理について
指摘内容	庁用自動車取扱規程第８条において「運転者は、毎日の運行状況を運転日誌に記載し、その運行状況を明確にしておかなければならない。」と規定されているところ、運転日誌の記載に不備があるもの又は運転日誌が作成されていない日がありました。 公用車の管理については、法令等に基づき、適正に行ってください。
改善措置通知日	令 和 8 年 10 月 9 日 改善措置通知
改善措置内容	記載不備部分を是正するとともに課内職員へ運転日誌の記載について改めて周知しました。また他課へ貸出した日の運転日誌が作成されていなかったため、定期的に運転日誌の作成状況を確認をするように改善しました。
改善措置公表日	令 和 8 年 10 月 29 日 改善措置公表

＜留意事項＞
※担当課は太枠欄のみ記入してください。
※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年　度	番　号
	8	9

監査結果報告日	令 和 8 年 10 月 1 日 監査結果報告
対象監査	令和8年度定期監査その1
対象部署等	都市整備部建設課
対象事項	公用車の管理について
指摘内容	庁用自動車取扱規程第８条において「運転者は、毎日の運行状況を運転日誌に記載し、その運行状況を明確にしておかなければならない。」と規定されているところ、運転日誌の記載に不備があるものがありました。 公用車の管理については、法令等に基づき、適正に行ってください。
改善措置通知日	令 和 8 年 10 月 9 日 改善措置通知
改善措置内容	・指摘のあった運転日誌の記載不備（記載漏れ）については是正済。 今後の記載漏れを防ぐため、運転日誌の取り扱いについて、紙記入からLogoフォームに変更対応済。
改善措置公表日	令 和 8 年 10 月 29 日 改善措置公表

＜留意事項＞
※担当課は太枠欄のみ記入してください。
※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。

別紙

監査の結果に基づく改善措置通知票

整理番号	年　度	番　号
	8	10

監査結果報告日	令 和 8 年 10 月 1 日 監査結果報告
対象監査	令和8年度定期監査その1
対象部署等	都市整備部審査指導課
対象事項	収納金の取扱いについて
指摘内容	収納金の取扱いについては、現金取扱基準により各所属において現金取扱チェックシート等を作成・運用するとともに、所属長等の確認を行うこととされているところ、所属長等による確認がされていないものがありました。 収納金の取扱いについては、法令等に基づき適正に行ってください。
改善措置通知日	令 和 8 年 10 月 9 日 改善措置通知
改善措置内容	現金収納の取り扱いについて、適切な現金取扱基準の運用を図るとともに、定期監査による指摘がされて以降、現金収納の確認漏れがないよう所属長を含め複数人の職員にて確認を行っています。
改善措置公表日	令 和 8 年 10 月 29 日 改善措置公表

＜留意事項＞
※担当課は太枠欄のみ記入してください。
※改善措置通知日は改善措置を監査委員宛に通知した日を記入してください。
※改善措置内容は改善結果(又は改善計画)の時期及び方法等を具体的に記入してください。
※改善措置内容は必要に応じて状況を確認させていただきます。
※本通知票は地方自治法第199条の規定により公表します。